

熊本高等専門学校共催等名義使用許可に関する要項

平成27年7月16日制定
平成31年2月20日一部改正
令和2年6月29日一部改正
令和4年1月27日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、本校に係る共催、後援、その他これに類する名義の使用許可等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(名義の区分)

第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 共催 本校を含む複数の団体が主体となり、共同して事業を実施する場合
- (2) 後援 第三者が開催の主体となる事業に対し、本校がその趣旨に賛同し協力する場合
- (3) その他これに類する名義 特に事業の主催者から要望がある場合

(主催者の範囲)

第3条 本校の名義の使用許可を受けようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国の機関（独立行政法人等を含む。）
- (2) 地方公共団体の機関
- (3) 教育研究機関
- (4) 教育、学術、文化又は体育に関する団体（宗教団体を除く。）
- (5) その他校長が適当と認めるもの。

(許可基準)

第4条 本校が名義の使用許可をすることができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本校の教育・研究の向上及び地域貢献活動として認められるもの。
- (2) 相当数の参加者が見込まれるもの。
- (3) 入場料、参加料、出品料等主催者が経費を徴収する場合にあつては、通常認められる範囲のものであること。
- (4) 事業の開催場所が公衆衛生及び安全対策等について、十分な措置が講じられていること。

(申請)

第5条 申請者は、原則として、当該事業開催予定日の1か月前までに別紙様式1の名義使用申請書を校長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 校長は、前条の名義使用申請書に基づき、許可又は不許可を決定する。

2 校長は、使用を許可する場合は、別紙様式2の名義使用許可書を交付し、不許可の場合は、その旨通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名義の使用は当該事業に限るものとし、共催、後援等の名義については、「熊本高等専門学校」、「熊本高専」又は「National Institute of Technology (KOSEN), Kumamoto College」とする。
- (2) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (3) 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分に応じたものとする。
- (4) 当該事業を行うにあたって、本校の施設の利用については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則その他関係諸規則等に定めるところによること。

(許可の取消)

第8条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の規定又は本校の付した条件に違反したことが判明したとき。

2 名義の使用許可を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(報告)

第9条 名義の使用を許可した事業が終了したときは、当該事業終了後1か月以内に、校長に別紙様式3の名義使用事業報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第10条 本校は、特に必要と認められる場合を除き、事業に係る経費は負担しない。

(事務)

第11条 名義の使用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、名義の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年1月27日から施行する。